

特定区域の区域及び事業活動の内容（佐渡市）

1 特定区域の区域

（1）区域 佐渡市全域



（2）当該区域の特性及び区域設定の理由

佐渡島は、本州などの主要4島と北方領土を除く日本の島の中では、沖縄本

島に次ぐ面積を有している。地形は3つに大別され、北に大佐渡山地、南に小佐渡丘陵、その間に穀倉地帯の平野が広がる。佐渡中心部の平野は離島の平野としては広い面積を持ち、かつ真野湾に注ぐ国府川など多くの川で潤うため、水稻栽培が盛んに行われている。

佐渡市では、トキをシンボルとし、トキと人が暮らす里山で、生物多様性保全型農業と農業経済が連携した持続的な環境保全型農業に取り組んでいる。特に、基幹産業である水稻生産では、「朱鷺と暮らす郷」認証制度の取組により、佐渡市内の水稻耕作面積（令和3年主食用水稻）の5,130haのうち約89%にあたる4,575haが特別栽培農作物等生産面積となっており、全島的に農薬や化学肥料の低減による水稻栽培が行われている。

一方で、佐渡市の令和6年水稻栽培において有機JAS認証ほ場は0.6haのみであり、有機的に管理しているほ場も約63haと、全体の1%弱である。無農薬無化学肥料栽培を含む有機農業へのステップアップを、佐渡島内の資源を活用した有機資源循環によって達成し、佐渡市の取組を日本全土の資源循環の普及拡大のためのモデルとしたい。

2 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

（1）活動類型 ①有機農業による生産活動

（2）特定環境負荷低減事業活動の内容

佐渡市における持続的な有機農業の実現に向け、佐渡市、朱鷺と暮らす郷づくり推進協議会、佐渡農業振興連絡会稲作振興会、新潟食料農業大学、ヤマト運輸株式会社等が連携し、有機農業の生産拡大と収量向上のための農業者の情報共有の場づくり、牡蠣殻やもみ殻堆肥などの島内資源の有効活用、ラジコン除草機等のスマート農機の導入による労働力の軽減、苗の供給や乾燥調製の共同化、流通事業者による島内配送システムの構築などの取組を進め、島内の新たな有機農業者の増加、有機栽培面積の増加、産地の活性化・団地化を目指す。

また、水稻については「朱鷺と暮らす郷」認証米の要件への「無農薬無化学肥料栽培」の位置付け、園芸作物については特別栽培農産物に係る表示ガイドラインを活用した「栽培期間中農薬化学肥料不使用」野菜としての栽培により、有機栽培への転換を強力に推進する。

さらに、安定的な生産を行うためには消費の拡大が不可欠であることから、認定基盤確立事業者と連携した有機農産物の利用拡大や佐渡市内の小中学校と連携した学校給食での利用拡大を図るとともに、佐渡市内の給食での利用量が飽和した場合は、首都圏で朱鷺認証米を利用している小学校等があるため、順次首都圏の学校等と連携した取り組みに拡大する。